

## 亀岡市一般事務用封筒広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市が作成し、使用する一般事務用封筒（各課等が市民等に文書を送付するために用いるものとして財産管理課が作成した封筒をいう。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載の対象封筒)

第2条 広告を掲載する一般事務用封筒は各課等が発送用として使用する長形3号封筒（サイズ12cmの×23.5cm）とする。ただし、市長が特に認めるものはこの限りでない。

### (広告の掲載基準)

第3条 一般事務用封筒に掲載することができる広告は、次の各号いずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性及び宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を含むもの
- (6) 個人の名刺広告であるもの
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか広告掲載をすることが適当でない認められるもの

### (広告の規格等)

第4条 広告の掲載枠は第2条に掲げる封筒の裏面に並ぶ8枠で、それぞれの枠は縦4cm×横5cmとする。

2 印刷色は単色とし、財産管理課長が指定する。

### (広告の募集)

第5条 広告の募集は、亀岡市広報紙及び亀岡市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

### (広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、一般事務用封筒広告掲載申込書（別記様式第1号）に掲載しようとする広告原稿を添えて、市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

(掲載広告の決定等)

第7条 市長は前条の申込書を受けたときは、当該申込の内容を審査し、掲載の可否を一般事務用封筒広告掲載・不掲載決定通知書（別記様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 申込み数が広告掲載の枠数を超えたときは、別に定める順位により広告掲載者を決定するものとする。なお、別に定める順位により決定できない場合については、抽選により決定するものとする。

3 掲載することを決定した広告を掲載する位置は、掲載順位等により市長が決定する。なお、市長が決定できない場合については、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告の掲載料は、1枠につき40,000円（消費税額を含む）とする。

2 前条により掲載が決定した広告の申込者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載審査委員会)

第9条 市長は、広告掲載の可否の審査を行うため、次の委員で組織する広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 会計管理室長
- (2) 広報プロモーション課長
- (3) 商工観光課長
- (4) 財産管理課長

2 委員会に委員長を置き、会計管理室長をもって充てる。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主に社会的信用を著しく損なうような事案が生じたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由によって広告が掲載できなかった場合は広告掲載料を還付することができる。

(広告の責任)

第12条 広告の内容等に係る責任は、当該広告主が負うものとする。

2 第三者から、市に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合

は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償請求)

第13条 市長は、広告主の責めに帰すべき事由により、広告掲載を中止したことに伴い市に損害が発生した場合、広告主に損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告取扱業者)

第14条 市長は、この要綱に定める事務の一部を広告取扱業者に取り扱わせることができる。

2 広告取扱業者は、この要綱の定めに従い、広告の募集及び選定を行い、委員会の審査及び承認を受けなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別記様式第1号（第6条）

（あて先） 亀岡市長

年 月 日

亀岡市一般事務用封筒広告掲載申込書

亀岡市一般事務用封筒広告掲載要綱第6条の規定に基づき、広告原稿を添えて以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者	住所（所在地）	
	（ふりがな） 会社名又は店舗名	
	（ふりがな） 代表者役職名・氏名	
	連絡先 電話番号 FAX 番号 Eメール 担当者氏名	
	業種並びに業務内容	
広告内容	※広告の原稿を添付してください	
封筒の種類	長形3号	
申込条件	申込みにあたっては、亀岡市一般事務用封筒広告掲載要綱等の内容を遵守します。	

別記様式第2号（第7条）

第 年 月 日 号

（あて先） 様

亀岡市一般事務用封筒広告掲載・不掲載決定通知書

亀岡市長

亀岡市一般事務用封筒広告掲載要綱第7条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません (理由)
封筒の種類	長形3号
広告掲載料	40,000円（消費税額込み） ※同封の納付書により、期限までに指定の場所でお支払ください。
納付期限	年 月 日 ※期限までに納付がない場合には、広告掲載の決定を取消します。